未利用口座管理手数料新設のご案内

平素は、格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、長期間利用されていない預金口座の不正利用被害防止のため、2021年4月1日(木)以降に新規開設される普通預金口座 (総合口座を含む)および貯蓄預金口座について、「未利用口座管理手数料」および対象口座が所定の手数料残高に満たない場合の口座 解約の定めを新設いたします。

なお、<u>2021 年 3 月 31 日 (水) までに既に開設されている普通預金口座(総合口座を含む)および貯蓄預金口座については、「未利用</u>口座管理手数料」のご負担はありません。

1. 未利用口座管理手数料

●対象口座

2021年4月1日(木)以降に新規開設された全ての普通預金口座(無利息型普通預金含む)、総合口座および貯蓄預金口座

●対象条件

最後のお取引から2年以上、一度もお取引のない口座

※お取引のない口座とは、当該口座にお利息入金を除くお預入、本件手数料の引落しを除く払出し、記帳等がない口座をいいます。 ※紛失などによりご利用を停止されている口座も対象となります。

ただし、次の場合は対象となりません。

- ・当該口座の預金残高が10,000円以上のお客さま
- ・同一支店内で、定期性預金、国債、保険、融資取引のあるお客さま

●取扱い

- (1) 対象口座のあるお客さまには、当金庫に登録されているご住所へ事前に文書にて通知いたします。
- ※送付した文書が延着、または到着しなかった時でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 通知後、一定期間(約3ヶ月)経過してもご利用またはご解約がない場合は対象口座から所定の手数料を引落しさせていただきます。
- (3) 対象口座の残高が所定の手数料に満たない場合は、残高全額を本手数料として引落しさせていただき、当該口座は自動的に解約いたします。

●手数料金額

年間 1,650 円 (税込み)

2. 改定となる預金規定

- ・普通預金(無利息型普通預金を含む)規定
- 総合口座取引規定
- 貯蓄預金規定

砺 波 信 用 金 庫 理事長 今村 良成